

東電生活協同組合組合員証(カード)会員規約規約一部改定のお知らせ

2024年6月1日をもって東電生活協同組合組合員証(カード)会員規約を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■東電生活協同組合組合員証(カード)会員規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条 (会員—本人会員・家族会員)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申し込み、両社が適当と認めた方とします。</p> <p>3. 本人会員は、家族会員のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担します。</p> <p>(新規に規定)</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>第1条 (会員—本人会員・家族会員)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 家族会員とは、<u>本人会員が本人会員の代理人として指定したご家族のうち、本人会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上で家族カードを利用させることの申込みをされ、両社がご利用を承諾した方とします。</u></p> <p>3. 本人会員は、<u>家族カードの利用が全て本人会員の代理人としての家族会員による利用となることを承諾し、家族会員の家族カード及び各種サービスの利用によって生じる一切の責任を負担します。</u></p> <p>4. 本人会員は、<u>家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとし、本人会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。)を賠償するものとし、</u></p> <p>5. <u>本人会員は、家族会員が事由の如何を問わず代理人でなくなった場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとし、本人会員は、この申出以前に代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</u></p>
<p>第2条(カードの発行と管理)</p> <p>1. <u>本人会員、家族会員(以下両者を「会員」と称します。)</u>には当社が発行するカードを貸与します。</p> <p>2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されています。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が</p>	<p>第2条(カードの発行と管理)</p> <p>1. (削除)</p> <p>2. <u>本人会員又は家族会員(以下両者を「会員」と称します。)</u>の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カードの券面に表示される場合には、カード表面(4桁)又はカード裏面(3桁)に印字される数値をいいます。)等(以下総称して「カード情報」と称します。)は、<u>カードの券面に表示され</u></p>

<p>利用できるようにしたものです。会員は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>3.会員は、当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名を行います。</p> <p>4.カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。第 19 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>又は当社所定の方法で会員に対し別途通知されます。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>3.会員は、当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名を行います(ただし、カードに署名欄がない場合を除きます。)</p> <p>4.カード及びカード情報は、会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保利用などをすることはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。第 20 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
<p>第 7 条(代金決済)</p> <p>1.第 19 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 27 条第 1 項に定めるキャッシングサービス(それらの手数料・利息を含みます。)の利用代金は、原則として毎月 10 日(以下「締切日」と称します。)に締め切り、当月 15 日(以下「算定日」と称します。)に算定したものを「東電生活協同組合」組合員特約に定める方法により、毎月所定の日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>第 7 条(代金決済)</p> <p>1.第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 27 条第 1 項に定めるキャッシングサービス(それらの手数料・利息を含みます。)の利用代金は、原則として毎月 10 日(以下「締切日」と称します。)に締め切り、当月 15 日(以下「算定日」と称します。)に算定したものを「東電生活協同組合」組合員特約に定める方法により、毎月所定の日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により前月又は翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

第 10 条(退会及びカードの利用停止と返却)

1. (略)
2. (略)
3. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第 16 条第 1 項(チ)に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しをすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。
 - (イ) (略)
 - (ロ) (略)(ハ) 当社に対する支払債務又は当社の保証している債務の履行を怠った場合。
 - (ニ) (略)(ホ) 第 19 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、又は第 27 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。
 - (ヘ) (略)
 - (ト) (略)(チ) 第 13 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から本人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。
- (リ) 当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用

第 10 条(退会及びカードの利用停止と返却)

1. (略)
2. (略)
3. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第 16 条第 1 項(ロ)に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しをすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。
 - (イ) (略)
 - (ロ) (略)(ハ) 当社が発行する他のカードを含む当社に対する支払債務又は当社の保証している債務の履行を怠った場合。
 - (ニ) (略)(ホ) 第 20 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、不適切なカードの利用があったとき、もしくはカードの利用内容又は保有状況が不自然であると判断される時(ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、支払原資、その他当社が必要と認める事項について、会員が合理的な説明及び資料の提供をした場合を除く。)、又は第 27 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。
 - (ヘ) (略)
 - (ト) (略)(チ) 当社がカードを送付したにもかかわらず、カードの受け取りがないとき、又は、第 13 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から本人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。
- (リ) 会員が、第 15 条第 4 項に定める暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、同条第 5 項、第 6 項に掲げる行為の一つでも行ったとき、又は、当

<p>を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があった場合。</p> <p>(ヌ) (略)</p> <p>(ル) (略)</p> <p>(ヲ) (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>3. (略)</p>	<p><u>社が、同条第4項もしくは第16条第2項に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</u></p> <p>(ヌ) (略)</p> <p>(ル) (略)</p> <p>(ヲ) (略)</p> <p><u>4.本人会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。</u></p> <p>5. (略)</p>
<p>第11条(期限の利益喪失)</p> <p>1.本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ)破産・民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(ヘ) (略)</p> <p>2.本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ)会員が、第15条第4項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p>第11条(期限の利益喪失)</p> <p>1.本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき等、<u>支払停止状態に至ったとき。</u></p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ)破産、民事再生、<u>その他債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。</u></p> <p>(ヘ) (略)</p> <p>2.本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ)会員が、第15条第4項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、<u>同条第5項に掲げる行為を一つでも行ったとき、又は、当社が同条第4項もしくは第16条第2項に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本人会員から合理的</u></p>

	<p>な期間内に報告書が提出されないとき。</p>
<p>第 12 条(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一会員がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、又はカードを紛失した場合、会員には、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) (略)</p> <p>(ト) (略)</p> <p>(チ) (略)</p> <p>(リ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続」と称します。)において虚偽の申告があった場合、又は故意もしくは過失により各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合。</p>	<p>第 12 条(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一会員がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、又はカードを紛失した場合、会員には、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。<u>なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>第 1 項の場合には、前項により本人会員が被る損害のうち、当社が会員から盗難・紛失の通知を受理した日からさかのぼって 60 日前の日以後に生じた第三者の不正使用については、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) (略)</p> <p>(ト) (略)</p> <p>(チ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続」と称します。)において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合 <u>又は正当な理由なく被害状況の</u></p>

<p>4. (略)</p>	<p>調査にご協力いただけない場合。</p> <p>4. (略)</p>
<p>第 15 条(その他承諾事項)</p> <p>1. (略)</p> <p>2.本人会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>第 15 条(その他承諾事項)</p> <p>1. (略)</p> <p>2.本人会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>第 7 条第 3 項に定めるご利用明細書は、電磁的方法又は郵送による方法で本人会員に通知すること。なお、当社は本人会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送で送付するものとしますが、この場合当社所定の発行費用をご負担いただきます。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。</u></p> <p>(ハ) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. <u>会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。</u></p> <p>(イ) <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>(ロ) <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>(ハ) <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p>(ニ) <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</u></p> <p>(ホ) <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>6. <u>会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等(派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。)に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、当社 HP「お客様対応方針」にも記載しています。</u></p> <p>(イ) <u>暴力、威嚇、脅迫、強要等</u></p>

<p>5. (略)</p>	<p>(ロ) <u>暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動</u></p> <p>(ハ) <u>人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</u></p> <p>(ニ) <u>長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</u></p> <p>(ホ) <u>金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等</u></p> <p>7. (略)</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>第16条(マネー・ローンダリング等の禁止)</p> <p>1. <u>会員は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」と称します。)の目的で、カードを利用してはいけなものとします。</u></p> <p>2. <u>当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本人会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。</u></p> <p>3. <u>当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。</u></p>
<p>第22条(支払区分)</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>第23条(支払区分)</p> <p>5. <u>支払方法の変更(スキップ払い、支払回数・2～6回、スキップ指定月以外は手数料のみのお支払)ー支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、1回払いのご利用分について当初の約定支払日(以下「当初お支払日」と称します。)が属する月から6ヶ月後の月までのうち会員が指定した月(以下「スキップ指定月」と称します。)のお支払日(以下「スキップお支払日」と称します。)に一括してお支払することができます。なお、会員は一度指定したスキップ指定月を再度変更することはできません。会員にはスキップ払いに変更した商品購入代金に対し当初お支払日の翌日からスキップお支払日までの手数料をお支払いいただきます。手数料は、毎月のお支払日の翌日(初回は当初お支払日の翌日)から翌月のお支払日までの期間について、日割計算したものを翌々月のお支払日にお支払いいただきます。なお、当社所定の方法によりお支払日前の</u></p>

<p>5. 本人会員は、当社が定める期間内に申出を行い当社が適当と認めた場合には、1 回払い、2 回払い及びボーナス一括払いをリボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして第4項 (イ) (ロ) により計算します。</p>	<p><u>お支払も可能です。</u></p> <p><u>(お支払例) 現金価格 100,000 円 (税込) の3ヶ月スキップの場合 (2/15 ご利用、スキップ指定月7月)</u></p> <p>○<u>分割手数料</u> 100,000 円×15.00%÷365 日×91 日=3,735 円</p> <p>○<u>支払総額</u> 100,000 円+3,735 円=103,735 円</p> <p>○<u>支払回数</u> 3 回</p> <p>○<u>各お支払日の分割支払金</u></p> <p><u>6/5 支払分:</u> 1,231 円 (100,000 円×15.00%÷365 日×10 日+ 100,000 円×15.00%÷365 日×20=1,231 円)</p> <p><u>7/5 支払分:</u> 101,273 円 (100,000 円+100,000 円×15.00%÷365 日×10 日+ 100,000 円×15.00%÷365 日×21=1,273 円)</p> <p><u>8/5 支払分:</u> 1,231 円 (100,000 円×15.00%÷365 日×10 日+ 100,000 円×15.00%÷365 日×20=1,231 円)</p> <p><u>※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。</u></p> <p>6. 本人会員は、当社が定める期間内に申出を行い当社が適当と認めた場合には、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い及びスキップ払いをリボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして第4項 (イ) (ロ) により計算します。</p>
<p>第 24 条(見本・カタログ等と現物の相違)</p> <p><u>会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に商品の交換を申し出るか又は加盟店との間の当該契約の解除をすることができます。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>第 27 条(キャッシングサービス)</p> <p>1.会員は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること(以下「キャッシングサービス」と称します。)ができます。</p> <p>(イ) <u>当社又は当社の提携する金融機関等</u>(以下「提携金融機関」と称します。)の現金自動預払機(以下「ATM」と称します。)を利用する方法。</p> <p>(略)</p>	<p>第 27 条(キャッシングサービス)</p> <p>1.会員は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること(以下「キャッシングサービス」と称します。)ができます。</p> <p>(イ) <u>当社の提携する金融機関等</u>(以下「提携金融機関」と称します。)の現金自動預払機(以下「ATM」と称します。)を利用する方法。</p> <p>(略)</p>
---	---

【下線部は改定部分を示します。】

以上